

宇佐市小規模修繕契約希望者登録要綱

平成17年12月1日

要綱第74号

(目的)

第1条 この要綱は、市が発注する小規模な修繕契約について、市の入札参加資格を有しない小規模な事業者を対象に登録制度を設けることにより、市内事業者の受注機会を拡大し、積極的に活用することによって、市内経済の活性化を図ることを目的とする。

(小規模修繕契約)

第2条 市が発注する小規模な修繕契約(以下「小規模修繕契約」という。)とは、1件の契約金額が50万円を超えない修繕のうち、内容が軽易であり、かつ、履行の確保が容易であると認められるものをいう。

(登録)

第3条 小規模修繕契約の事業者として登録を受けることができる者は、市内に主たる事業所を有する法人又は市内に住所を有する個人とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、この限りでない。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ていない者
- (2) 登録を希望する業種を履行するために必要な資格、免許等を有しない者
- (3) 納付すべき市税を滞納している者
- (4) 宇佐市契約事務規則第40条の規定に基づき宇佐市が発注する工事契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格について(平成17年宇佐市告示第104号)に基づく競争入札参加資格を有する者
- (5) 宇佐市物品等供給契約の指名競争入札参加資格について(平成17年宇佐市告示第9号)第6条に規定する入札参加有資格者名簿に登録されている者
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体その他市の契約の相手方として不適当と認められる者

(登録業種の範囲)

第4条 登録することのできる業種の範囲は、別表に定める修繕業種のうち5業種以内とする。

(申請)

第5条 小規模修繕契約の事業者として登録を受けようとする者は、宇佐市小規模修繕契約希望者登録申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 法人

ア 登記事項証明書

イ 市税の完納証明書

(2) 個人

ア 住民票

イ 市税の完納証明書

ウ 誓約書（様式第2号）

2 前項に掲げるもののほか、市長は必要に応じ、登録しようとする事業者に対し、次に掲げる書類の提出を求めることができる。

(1) 希望する業種を履行するために必要な資格、免許等の写し

(2) その他市長が必要と認める書類

（申請の受付期間）

第6条 登録申請の受付期間は、平成の偶数年における2月1日から2月末日までとする。

ただし、当該期間内に申請できなかった者については、翌年の2月1日から2月末日までとする。

（審査等）

第7条 市長は、第5条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、第3条各号に規定する登録できない者に該当すると認めるときは、当該申請書を提出した者にその旨を通知するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、第3条に規定する小規模修繕契約の事業者として登録を受けることができる者に該当すると認めるときは、小規模修繕契約希望者登録名簿（様式第3号。以下「登録名簿」という。）に登録するものとする。

（登録の有効期間）

第8条 登録名簿に登録された事業者（以下「小規模修繕事業者」という。）の資格の有効期間は、登録された日の属する年の4月1日から2年間とする。ただし、第6条ただし書に規定する者の資格の有効期間は、登録された日の属する年の4月1日から1年間とする。

（登録の変更等）

第9条 小規模修繕事業者は、次に掲げる登録事項に変更が生じたとき又は事業を廃止したときは、宇佐市小規模修繕契約希望者登録変更・廃止届（様式第4号）により届け出なければならない。

(1) 住所若しくは所在地又は電話番号等を変更したとき。

(2) 氏名若しくは法人名称又はその代表者を変更したとき。

(3) 使用印鑑を変更したとき。

(4) 希望業種を変更したとき。

(5) 登録を辞退したいとき。

(6) 廃業等により営業ができないとき。

(登録の取消し)

第10条 市長は、小規模修繕事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録を取り消すものとする。

- (1) 第3条各号のいずれかに該当したとき。
- (2) 倒産又は破産したとき。
- (3) 業務に関して不正又は不誠実な行為があったとき。

(登録者の取扱い)

第11条 市長は、庁内に登録名簿の写しを配布することにより、小規模修繕契約に係る業者の選定に当たり、小規模修繕事業者に対して積極的に見積りの機会を与えるよう努めるものとする。この場合において、第3条第4号又は第5号に規定する競争入札参加有資格者からの選定を否定するものではない。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年12月1日から施行する。